

4 第2部：シンポジウム「岸和田市自治基本条例～輝く明日のまちづくりはわたしたちの手で～」記録

司会（企画課長）

それでは、定刻の2時40分になりましたので、シンポジウムを開催させていただきます。

お手元の時間割りでは、最終午後4時半ということを示してあります。おおむね4時ぐらいまでディスカッションをしていただき、その後30分程度質疑応答ということで、若干時間押してますので4時が若干過ぎるかもわからないんですが、そのように進めていっていただきたいと思います。

登壇していただいております先生方のご紹介をさせていただきますが、冒頭で申し上げるのを忘れてまして、きょうは主催が岸和田市で、共催で大阪弁護士会ときしわだ都市政策研究所、この三者で開催している、そういう意味合いもありまして先生方にご登壇いただいております。

先生をご紹介します。

まず、皆さん方の左側から、きしわだ都市政策研究所の理事長をなさっておられ、桃山学院大学の教授でいらっしゃる上野谷加代子先生です。（拍手）

次に、先ほどご講演いただきました山口道昭先生です。（拍手）

次に、共催の大阪弁護士会の行政問題委員会にご所属をされております松村信夫先生です。（拍手）

続きまして、私ども原昇岸和田市長です。（拍手）

それでは、ここでコーディネーターをしていただきます上野谷先生にバトンタッチいたしますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

コーディネーター（上野谷加代子）

改めて皆さん、こんにちは。

ご紹介いただきました、きしわだ都市政策研究所は、シンクタンクとして市政と、住民と、そして企業を含めまして事業所とをつなぐということを使命とし、岸和田という大阪の一つの都市ではあります。日本で、あるいはもう少し大きいことを考えて、アジアそして世界に平和と自治と、そして住民主体のまちづくりを発信していくということで、初代理事長、加茂先生を初めとして、研究所の理事並びに研究会の会員の方々にいる尽力をいただいております。

今日は、私は共催団体の理事長として参画して

おりまして、本日この岸和田市自治基本条例施行の記念フォーラムとして、みんながこの条例の趣旨や中身を理解する、先ほど山口先生にいろいろお話し聞いたんですけども、これは私、勉強してきましたからよくわかりましたが、先ほどのお話を踏まえてまたこれ（第一法規出版から発行の「使える！岸和田市自治基本条例 活用のための制度設計」）を読むとよくわかりますので、お買い求めいただきたいと思いますが、要するに今日は理解をするということと、そして私たちは今後へ向けて、この岸和田においてこの自治基本条例を日々の生活の中で実効あるものにするにはどうしたらいいだろうかなということを考えるに当たり、新たな出発の決意式と言ったらおかしいですが、そういうスタートの会にするということです。どうぞよろしくお願ひいたします。



今日登壇のお二人の先生は、お聞きしますと岸和田で初めてお仕事をされたということです。私は原市長とともに長くこの岸和田で育てていただいた研究者と言われている人間です。20代後半からもうはや20数年間、総合計画やらいろいろな仕事に携わらせていただき、私も年とったなと感慨深いものがあります。

それはともかく、それではまずこの岸和田市自治基本条例を策定したんだけど、そのことの意味を考える前に、松村先生、弁護士会あるいは弁護士さんとして、このお仕事に、とりわけ岸和田になぜかかわってこられたのか、このあたりからちょっと入っていただきたい思います。少し岸和田への思いや感想も含めて、入っていただいた経過からお願ひいたします。

出演者（松村信夫）

今お話ありましたように、私は今、大阪弁護士会に所属し、生まれは大阪市で、根っからの大阪人です。ただ、先ほどもお話ありましたように、この岸和田はいろいろなところでお話は聞いてますけども、全く初めてここへ来させてい

ただきました。ちょうど今から2年ほど前、この中にもありますように策定委員会の、隣にいらっしゃる山口先生が学識経験者でお話しされたところですが、私はそれほど学識はないわけで、自分で専門委員と一応呼んでますが、専門委員の一人としてかかわらせていただいたわけです。

実は私もこれまで他の自治体の、例えば公文書公開条例の審査会の委員とか、その他幾つかこういう委員あるいは審議会なんかに出させていただきましたけど、実は正直言いますとここに来るまで、あるいは参加してから自分の役割が一体何をしたらいいのかということが本当にわからない委員会というのは実は初めてで、我々大阪弁護士会は行政問題委員会というのがあるのですが、この委員の中でも非常に意識が低かったわけです。

最初に、今は亡くなられましたけど、中村委員、岸和田市都市政策研究会の副会長をしていらっしゃいました、その方のご紹介で岸和田市から弁護士会の方に、弁護士会に行政問題を扱う委員会があるということをお聞きになって、ここに専門委員を派遣してほしい、こういうことで要請があったんですが、その要請の内容が先ほどお話がありました、まちづくり条例の策定をやるから専門委員を派遣しろ、こういう話なんですね。

そのころは、我々の中にまちづくり条例が自治基本条例だということと結びつく頭がありませんで、当時その要請を受けました委員長が、まちづくりというから多分都市計画のマスタープランをつくるんじゃないか、そういうことをやる委員会だと、たまたまその委員会の中でそういうことを多少マニアックにやっとなのは松村やから、君行ってこいやという話になりまして、私もよく中身はわからずに、じゃあ行かせてもらいますということで安受け合いしまして、それから岸和田市の職員の方にお話聞いて、あるいはこの策定委員会に参加させていただいて、これはやばいことを始めることになったと。しかしもう今さら引っ込みがつかせませんし、大阪弁護士会派遣ということをお話されてますから、何か恥ずかしくないだけの格好だけつけないかなということ、2年間ほど一生懸命後ろからついてきたというのが正直なところなんです。

実は、大阪弁護士会、先ほど言いましたように行政問題委員会をつくった、これは今から十二、三年前のことです。これは当初は大阪弁護士会の当時の会長が行政訴訟、先ほど山口先生からお話がありましたけども、市民が行政相手にいろいろ訴訟する、一般の民事訴訟ではなく行政訴訟という、そういう言い方を我々使います。これ

が非常に勝訴率が低い、どちらの側の勝訴率が低いかというと市民の側の勝訴率。これはほかの民事訴訟なんかと比べて際立っている。戦後長くそれがずっと問題点として指摘されながら、だれもそのことについて疑問を持たなかった。ところが、やっぱり今の行政訴訟制度自体が問題じゃないか。

それからもう一つ大きな問題は、これは我々弁護士の側にもあるんですが、行政問題を専門にやってきた弁護士というのがほとんどいない。もちろんこういう自治体の顧問弁護士サイドとかあるいは逆に市民の側でそういうものを専門にやっておられる方がいらっしゃるけど余りにも層が薄いということで、まず行政訴訟を活性化して市民が権利主張者、あるいはもっと言えば、ここに市長もいらっしゃいますけど、仮に行政庁、行政機関が違法な行為をした場合に、市民が司法の手続を通じてこれを是正していく、こういうことをやる、そのためには行政訴訟は活発化しないといけない、こういう目的でスタートしたんです。

ただ、当初から言われてましたのは、むしろそういう訴訟というのは、先ほど山口先生のお話のように最終手段です。ですから、当然時間もかかりますし、今回行政事件訴訟法が改正になりましたけども、先ほど言いましたように門前払い、訴訟を受け付けられない事案が非常に多いわけですね。ですから、もう少し早い段階で住民あるいは市民の方が行政に対していろいろ物申す、市民の意向を物申す、あるいは言葉が悪いですが、行政活動に対する監視をする、こういう活動も必要なんじゃないか、こういうことが言われました。



当時は活躍しており、昨日もちょっと新聞に出ていた大阪市の方が来られていたら引きあいに出して申しわけないですが、市民オンブズマンが活動している。そういう人たちの意向も取り入れて情報公開制度を充実させる、これを2番目の弁護士会ないし委員会の橋渡しと考えるんですね。だけど、そのうちにちょうど先ほどお話もありましたけど、平成10年、11年、地方分権一括法

ができました。分権化が進みました。行政といっても国と地方自治体と2つありますが、我々に最も身近な行政機関というのは皆さんおわかりのように岸和田市のように地方自治体ですね。ここに権限を移譲していこうという動きがあるんだったら、やはりそこには先ほどお話ありましたように団体自治ということと同時に住民自治が必要になってくる。それだったら、住民自治ということをより進化させることをいろいろ考えていかなきゃいけないということで、ここからは宣伝になりますから詳しく言いませんが、大阪弁護士会でも何とかこういうテーマを絞り込みました。その中でやっぱり出てきたのは、住民と行政というのを、先ほど言いました対置関係に立たせる、例えば訴訟、原告と被告と考える、あるいは住民、情報公開制度、公開を求める側と公開をする側という、そういう一方的な関係だけで見るとはなくて、もう少し積極的に、考えてみればこの岸和田市を支えているのは何かといえば、岸和田市民なんですね。もちろんこの中に括弧して事業所の方もいらっしゃる。そういう人たちがもっともっと行政の意思決定に積極的にかかわっていく。もちろん代議制ですし、地方自治体も議会がありますから、議会の選挙を通じて意思表示をして、議会を通じて住民の意思を反映していく、これが一つのやり方ですが、やはりほかにももう少し並列的にそういう制度があってもいいんじゃないか、こういうことによろやく弁護士も気づいたわけです。弁護士ももちろん市民ですが、我々同時に一応法律を専門としている職能集団ですから、そこで弁護士が何か市民の皆さんに協力できることはないかという方向に徐々に話が来てますね。ただ、なかなかそういう機会がなかったんです。

ところが、偶然かもしれませんが、このころからほかにも二、三の自治体からいろいろお話があるんですが、この岸和田市が一番最初に、先ほどお話がありましたように、自治基本条例を市民が本当に策定の一からかかわっていきこうということも非常に大胆な試みですが、ここにたまたま単に学者の先生とか、あるいは自治体のOBの方というような方だけじゃなくて、弁護士がかかわらせていただくという機会ができたのは、実はこちらが初めてなんですね。

そういう意味で、私は偶然瓢箪から駒といいですか、1回目の出発点から出てここに参加させていただいたんですが、そういう意味では非常にいい経験をさせていただいた。これは私個人もそうですし、弁護士会としてもいい経験をさせていただいたと思います。

今日、実はこの共催団体になるについて、岸和田市さんからそういう要請がありました。弁護士会の方へ、当然役員がおりますのでそこで一応承認をもらうということで、私の方からそういう話をしました。弁護士会はこういうことが今までであったということはもちろん、毎年役員の人がかわってますから知らなかったわけですね。一体これはどういうことなんや、自治基本条例のフォーラムをやるといって、君はどういうことに参加するんやと言われてましたから、実は2年前からこういうことで大阪弁護士会から推薦していただいて参加しているんです。市民の方とこういうような活動をして、あるいは自治体の方とこういうふうにして協働して活動しながらこんなものをつくってきたんですよということで条例案とそれから報告書とか、これの原案を見せました。すると、えらく担当の会長が褒めてくれました。こんな活動をするととは知らなかった。ええ活動しとるやないか、ぜひ共催をさせてもらえ、ぜひ弁護士会をPRしてこいと、こういうことでしたんで、きょうは参加させていただいたところです。

そういう意味で、弁護士会としてもこういうことに対して、これから皆さんと色々な形で、我々と自治体と色々な形でいろいろ協働させていただくということも必要かなと思っています。市民委員の方と実際にお会いをして、市民委員の方あるいは中村先生、山口先生、あるいは大西さんという若手の研究員の人たち、こういう方と一緒に勉強させていただいたすばらしい出会いだったと思うんですが、このことについてはまた後ほどこの中でいろいろお話が出てくると思います。そのときにお話をさせていただきたいと思います。

コーディネーター（上野谷加代子）

ありがとうございました。

松村弁護士は行政のお話だけじゃなしに、弁護士会の宣伝部長もできるね、聞いてたらね。よくわかりました。ありがとうございました。

じゃあ今、市民委員のお話も出ましたけど、ちょっと聞いてみますね。市民委員なさった方で今日参加していらっしゃる方、手挙げにくいですが、挙げにくい。構へん、一応挙げてみて。

ああ、ありがとうございます。たくさんの方の応援になるやらかりませんよ、前の先生方ね。僕たちの意見がなぜ通らなかったのかという議論も蒸し返すかもわかりませんが、今回、公募の市民委員を中心として策定委員会による、先ほど山口先生のお話にもありましたけれども、政策過程の協働で意見が違う、異なった場合にどういう形

出演者（山口道昭）

私も松村先生と同じような形で、ともかくここに参加するようになったあたりからちょっとお話ししたいと思っているんですが、私もここには縁もゆかりもなかったわけでありまして、先ほど中村征之さん、岸和田市都市政策研究会の副会長から声をかけられてこちらの方に来たわけです。声のかけ方も、2カ月ぐらいに1回ぐらい開催して、そのうち何回か欠席してもいいよぐらいな形で声をかけられてたわけなんです。会議時間が当初は7時から9時といった感じだと思うんですけども、やってるうちに熱心な市民委員さんが多かったので、30分早めようというようなことをやっておりながら来たようなことですね。

私、結構関西空港から来るとここは比較的近くて便利なんですけれども、7時に着こうと思えばそれなりにいいのがあるんですが、6時半ですとこれに間に合わなくて、結局伊丹空港から入ったので結構時間がかかるんですね。終わった後も出るのは関空から出てましたけれども、結構9時ちょっとぐらいの飛行機で帰って、家に着くと12時ちょっと過ぎぐらいなんですけど、それをだから年に数回だったら別によろしいかなと思ったんですが、そうではなくて毎月になり、結構佳境に入ってくると月に2回ぐらいだったりありましたんで、結構きついなというふうに思っております。



最初のころは、それでもそれなりに一応専門は地方自治ということで、自治基本条例も都市憲章の時代から関心は持ってたんで、それについて話す機会があるんであればまだ来たかいいがあったというふうに思われるんですけども、何か結構当初は中村先生が司会をやっておりまして、結構中村さんもしゃべるんですけども、そうしますと他の策定委員の皆さんも、自分たちもしゃべらせろということで結構おしゃべりになる。おしゃべりになっていると、私は何をしに来てるのかと思いつつ、真夜中に帰らなければいけないというようなことがありまして、結構最初は自分の役割と言っちゃあなんですけども、松村先生ほどではな

いと言うと失礼かもしれないけど、それなりに役割はあったはずなんですけれども、それを果たせずに帰るようなこともありました。

ところが、一応条例つくるといっても地方自治法との関係だとか、あと公職選挙法だとか、その他、分野分野でいろんな法律があるわけでありまして、どの程度規定するというのは結構限界というものがあるわけですね。確かに法令解釈が大事で、それによって工夫もできると思うんですけども、例文でだめだというふうに書いてあればちょっとそこには踏み込めないというようなことがあるわけです。そうしますと、どこまで踏み込んでいいのかといったことは個別の法律を見ていかなければいけないわけですね。結構個別の法律といってもこれだけではなくてたくさんあるわけで、それを見ていくためには基本となるような考え方があって、それを踏まえて見ていくということが大事だというふうに思うわけですが、市民の方は最初はそんなことはわからないと思うんですね。地方自治法でこれはだれでもがだめだというふうに言ってるんだからやっぱりだめだと思うんですね。ある程度説が分かれていて、この説はだめだと言っているけどもこっちの説はいいと言ってるといった問題であれば、これは少し検討してもいいんじゃないかなというふうになっていくと思うんですけども、その辺の状況がわからずにとりあえずとにかく上がってくるわけですね。それに対して策定委員会はそういう立場からすれば、これはちょっと検討する価値もないんじゃないか、これは価値があるんじゃないか、これはいけるんじゃないかといったことを助言するのが私の仕事というふうに思っていたらそうじゃなかったかというのが最初のころの状況であります。

それが、でもしばらくやっていると、結構皆さん勉強するわけで、先ほどニセコの条例の話をしましたけれども、宝塚の条例だとか、結構いろんな条例はインターネットに載ってまして、その比較だとか、あと地方自治法についてもどんなものができてどんなものができないだとか、非常に勉強なさるんですね。結論としては、最後のころになってきますと、ほぼみんな同じレベルで話ができのかなというふうに思っています。理論的にはともかくとして、情報量としてはそういったものがあって、非常に結論としてはそれがいいところにつながってきたのかなということがあ

コーディネーター（上野谷加代子）

よく私などもね、夢を語るタイプなんですよ。

そうしますと、上野谷さんの言うことは法律になじまないというふうに言われるんですね。法律にしようと思ってもなじまない。しかし、市民の生活者の側からしますとね、なじむもなじまないも、こうしたいんやからそれをなじませるのが法律の仕事、そうやないのとかね、こういう本当に何というんでしょうか、荒っぽい理論の立て方といましようかね、それがあんですが、そのあたりの調整というのはどうですか、そのあたりのご苦労といましようか、岸和田市民、何をおっしゃってもこたえませんから、どうぞ、どういうやり方をとられたんですか。

出演者（山口道昭）

これは私の性格にもよるかと思うんですけども、人によってはがらがらがんやっていくやり方もあるかと思うんですね。それは先ほど言ったように、全くそんなのは検討に値しないよといった言い方で押していくやり方もあるかと思えます。でも、そうじゃなく、私もちょっと気が弱いんでなかなかそういったことはできなくて、まあそういうときにはちょっと黙っているかな。そうしますと、市民の委員の中でそれなりの落としたところに落ちていくんですね。それが落ちていかないのであれば、やっぱり市民が条例の案をつくるわけでありまして、それがそれなりの常識の範囲におさまっていればどんなものでもよろしいかと思うんですけども、やはりそれを越えてしまいますと、私がかかわっていながらそんなものになっていくというのは、私の世界というか、それなりの人間関係もあるわけで、おまえかかわってりゃ何でもできる思っているのかというのもありますので、それなりに何か言わなきゃいけない、そういう場面に来るかなというのもあったんですね。ところが、結論的にはそれはなかったです。市民の中での話の中で、一つの枠の中で、しかも結構いいとこでおさまりがついたのかなというふうに思っていますので、非常に最初はがらがんちょっと発言できないようになって苦しかった面もあったんですが、後半は非常に楽しい議論ができたというふうに思っているところです。

コーディネーター（上野谷加代子）

なぜこれにこだわってるかといましますと、この自治基本条例といましますのは、やはり参画の、協働の具体の市政をつくっていくことに関して実現するということなので、私は自分の専門が方法論なものですから、地域福祉、社会福祉の方法論を専門にしておりますもんですから、具体の合意

形成ですね、一つのものに押ししたり引いたりしながらつくり上げていくという、それを条例化するという、そのあたりの中に市民の力量が高まっていくプロセスがあると思うんですね。そこらをやっぱり見えるようにしてもらいたいというのにこだわってちょっと聞いているんですが、松村さん、合意形成のそういう過程における先生の役割と市民の役割とか、あるいは行政の役割とか、そのあたりちょっと客観的にご覧になられてどうでしたか。



出演者（松村信夫）

その前に、今、山口先生が言われた、法律はなかなか夢語れないと昔から言われてまして、もう大分前の話ですが、亡くなった元大阪府知事の黒田さんが、「我が六法に恋という字はなかりけり」というようなことを言っていました、なかなか法律にしますと皆さんのそういう、これは条例の話ですが、ともすると皆さんそれぞれの思いとか熱意というのはそこに凝縮しているようなんだけど非常に抽象化されてしまうためにわかりにくい。今回のこの条例見ていただいて、策定委員の参加された方々ももちろん不満あるでしょうけど、今日来られた市民の方から見たら何やのと、2年間かかってこの程度の内容というふうに言われる可能性あるんですね。もうちょっと一歩突っ込めやと、こう言いたいとの思いです。これは実はこの2年間の策定過程、これはずっと全部守秘義務なしにみんなでしゃべって、その過程の議事録を全部編集したら一つのおもしろい物語になるぐらい、いろんな議論がありました。市民の方々、私ども全く初めての出会いですから、どういふ方々がお越しになっているのか全くわからないで、いきなり3回目か4回目の策定委員会にぽっと参加したら、ご存じのとおりこのときは中村先生が座長をされていたんですが、中村先生が非常に熱っぽくいろいろと地方分権下における地方制度としての主体の役割とか住民自治の話が高く掲げておっしゃってたんですね。

正直な話、ぶっちゃけていろいろ言いますけど

も、私の方がそばで聞いていて、山口先生とは違ってああええこと上げられるけど、これ条文化するのはほとんど難しいなと、率直に言うとなってしまうんです。それから市民の方、これなかなか皆さん論客でしてね、熱意がある方が多かったです。さすがにやはり公募、公募の過程はこのブックレット見ると最初はなかなか苦労されたようですが、後にぱっとみんな自分から精鋭の方がたくさん集まったという、非常にすばらしい皆さんが集まったと思うんですが、そんな中でももちろん、やっぱり私はこの問題を取り上げてほしい。これを取り上げてほしいからここに参加したんだという、こういう言い方をすると失礼ですが、シングルイシュー型のいろいろな意見をおっしゃるだけでした。それから非常に科学的にいろんなことをおっしゃる方もいました。最初は、中身は非常に濃いですね。だけど、これをそのまま条例にしていこうということになると、なかなか集約がきかないんじゃないかなというふうに思いましたけども、ここは岸和田市の姿勢もあったのかもしれない。それから中村さんばかり言いますが、当時のやっぱり座長の中村さんの一つの姿勢もあったのかもしれませんが、時間をかけて議論するというのをしました。これは非常にいいことです。

その中で、市民の方がいろいろとお互いに議論されて、しっかりやることもあればいろいろ協調されることもあったんですが、お互いにやっぱり感触を、ポイント、論点が徐々に決まって、そのころを見計らって座長がちょっとまとめ、まとめといっても、まずそれぞれ学識経験委員に意見を一言と、我々にその振り方がまたすごいわけで、ぼうっとしていると、当然ですけど来ますのでこっちもあたふたすることもあったんですが、でもそういう話をする。そうすると、一つの論点が出る。それを自治体の事務局の人たちが論点としてきちっとまとめて議事録に載せて、次のときまでにきちっと論点を開示する。この作業もなかなか大変だと思うんですが、これをよくやられました。私も実は他で大学の講師とかいろんなことしてましたんで、完全にこれに参加できなかった。それからおわびしておきますが、1回か2回は完全に頭からぼかっと抜けてまして欠席したこともありますので、全部参加できなかったんですが、甚だ申しわけなかったと思います。そういう繰り返しの作業、特に市民の方が配られた議事録をきちっと見ておられて、私の方よりも市民の方が見てくれてましたから、この作業の繰り返しをやっている中で、やはり徐々に市民の皆さんが考えていることも一つの方へ収れんしていく。もちろん

具体的な内容あるいは方法論となるといろいろありますよ。でも一つの論点には一つのことが全く大体このあたりはこうかなと収れんする、その作業がまず1ラウンドです。これは論点整理作業だと僕は思っております。それで1回合宿もしましたね、途中で。朝から晩までまた皆さんが集まって議論しました。ここから2ラウンドになって具体的に我々も条文の点検作業をしました。この過程では、学識経験委員もそれなりに意見申しあげました。私なんか役に立たなかったのですが申しあげました。

それから、事務局、最後は法規担当の人も参加して、かなり細かな議論をしました。市民委員の中には、こんな細かいことを法律ってのはやるんか、困ったなと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、そこでもかなり議論し、市民の方もそれにいろいろ反応して意見をいただいた。お互いキャッチボール結果として非常にやりやすかったなと思っています。ですから、余りよいしょばかりすると、自分たちで自画自賛でいけませんけれども、まあかなりそこらあたり、上野谷先生が言われたような合意形成過程というのは、私を見る限りは予想以上にうまくいったんじゃないか。これはそれぞれ三者、市民の方、それから専門委員、それから行政、それぞれがいろいろ考えた末ではありますが、うまくいったのではないかと思います。ですから、この経験を何かほかにも生かしていければというふうに思います。ですから、そういう過程をどこかでまたまとめしていくのも一つかなというふうに思います。

コーディネーター（上野谷加代子）

ありがとうございました。

今、お二人から、中村先生の話がよく出ますので、きしわだ都市政策研究所にはいろんな仕事があるんですけども、主には研究会というものを持っております、会長は理事長であります私がして、中村征之先生は副会長として、また理事としてもご活躍いただいております。中村征之先生は本当にこの自治条例をつくることを使命となさって、もう本当に力を入れておられたんですが、残念ながら2004年、昨年5月に病で倒れられてお亡くなりになられるという、非常にこの条例をつくっていくプロセスで悲しむべきことがあったわけです。先生のご遺志も皆さん継いでいただいて、今日このフォーラムできましたことを先生もとても喜んでおられると思います。涙声になってしまったんですが、これにかけておられたんですね。ですから、そういう意味で今日笑って聞いていただいていると思います。

じゃあ、これは今回の岸和田自治基本条例のちょっと中身についてお話をお伺いしていきたいんですが、いかがなんでしょう山口先生、この自治基本条例そのものが他市でいろいろつくっているものと特にどこのあたりが違って、この条例の持つ意味の大きさ、あるいは岸和田がきっとこれでもってこういうふうになるんじゃないかと思えるようなあたり、少しお話しいただけますでしょうか。



出演者（山口道昭）

何点かもちろんあるかと思うんですが、とりあえず条例の前の方から見ていきますと、議会に関する規定ですね、8条から10条までが議会、議員なんですね。先ほどのセコ等のまちづくり基本条例の話もしましたが、この条例案を誰が議会に提案するのかと伺いますと、これは行政の方で提案するのがほとんどなんですね。ほかのところも多少あるんですが、大体は行政提案の条例になります。そうしますと、行政提案で議会に対する責務規定やなんかを入れることが僭越ではないのかというような議論もあり、入れないところもあるわけですね。自治とは一般的には行政、議会、それから市民、それが構成する要素、自治の要素だと思いますので、議会が欠けてしまいますと自治ではないということで、名称の自治を使わなくてまちづくり基本というところもあったわけです。

ところが、岸和田が最初だとは言いませんが、最初でないにしても結果細かく書いたということが特徴だと思うんですね。しかも議会と議員と分けて入れたことは、これは大きな特徴の一つかというふうに今思っています。

それから、条例の体系化の問題もあるわけです。ここで一般論としては、自治基本条例、自治体の憲法と言ったとしても、地方自治法の世界では同じ条例なんだからどっちが上でどっちが下だといったことはないといった考え方もあるわけです。ところが、この岸和田市条例はそのような考

え方には立っていないわけです。この岸和田市自治基本条例が上にあるから、この条例によって他の条例が作られていくということで、別に定めるといった規定が随所にある。これは大きな特徴だと思っていいかなと思います。

それから、26条の法務のとこのですね、これは私の思い入れが、上手に出したつもりはないにしても、入ってよかったなと思うところです。私は大学では行政学というのを教えていますが、専門では政策法務といったものを研究しているわけなんです。その政策をいかに法務的に形にしていくのかといったことを考えていますんで、その考え方がこの26条に入ってきたということは非常に大きな項目です。

もう一つ最後につけ加えさせていただくと、ブックレットのタイトルにも「使える」というような言葉を使っています。また、そのサブタイトルも「まちづくりのための制度設計」ということで、レジュメでも実効性の確保だとか言ってますんで、つくっただけではないんだよ、使うんだよというようなメッセージは随所に入れてあるつもりです。

使うというのは誰が使うか、これはもうブックレットのタイトルつくるときにも結構議論されたんですが、市民が使うのか、それとも行政が使うのか、誰が使うのかという話なんですが、これは確かに行政が使う面もありますが、行政はどちらかというに使われる、これによってこの条例が実効的になっていけば行政はそれによって義務を課せられるということで、その義務を課せられる行政がこういった使える条例を、もちろん市民案が土台になっているわけなんですけど、それを容認したといったことも大きな特徴になるんじゃないかと思います。

コーディネーター（上野谷加代子）

ありがとうございました。

同じ質問、松村先生、どうでしょう。

出演者（松村信夫）

山口先生のお話と重なるんですが、私はむしろ全体の体系、非常に網羅的になったということも非常に意味のあることだと思うんです。

1つは、第4条、市民の権利とそれから第5条、市民の責務と来ているわけですね。市民の権利は当然ですが、市民みずからがつくった条例なんで、第5条で、市民は、相互に多様な価値観を認め合い、みずからの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。それから、市民は、持続可能なまちづくりを進めるため環境の保全

に努める。いずれももちろん努力義務ですが、みずからの責務をこういう形で明確化したというのは、僕は斬新的じゃないかと思うんです。

ブックレットにも書いておきましたけども、これからいろんな場面ですます市民社会が進んでいくでしょうし、この中で行政と市民がお互いの役割分担をしていかなきゃいけない。そのときにやはり発言する市民ってもちろん大事ですから、同時にこの発言と行動に責任を持つと。みずからのできる範囲で、例えば持続可能な環境の保全に努める。これはやっぱりこれからの市民のあり方として非常に重要なことで、本当にこの理念が充足されるようになれば、日本の市民社会ってますます発展していくでしょうし、もう既にそういう段階に来ているのではないのでしょうか。これは非常に僕は積極的な意味があると思います。

それから、あとは山口先生の言われたことと重なるんですが、アカウントピリティーというか、説明責任は大切だと。先ほどもありましたが、議会の責務と同時に議員の責務ということで、これは議員さんから見たら、何でおまえらにそんなこと言われなあかんねんと。おれはちゃんとみんなに説明してるからそんなこと言われなくてもいいよ、こう思われるかもしれませんが、議員は、例えば議会活動に関する情報、市政の状況等について市民に対する説明責任がかかる。それは代議制実施のもとで当然ですけれども、実際にこういう条例でやっぱり明示をしておかないと、時として埋没してしまうということなんです。もちろん市民が一つ一つの議員にこれ説明せえ、あれ説明せえということ認めるものではないけれども、やっぱりこういうことが非常に大事になるんだと。同じように、市長等施政者の説明責任、行政機関の説明責任もあると思います。23条の市政運営の原則の中にも説明責任が入っています。これは、先ほどありましたように市の憲法ですから、基本条例だから、今後個別の条例ですね、これの運用指針あるいは改革指針になる問題ですから、具体的に今後やはり一つ一つの行政採択あるいは行政立法等を進めていく中で、こういう説明責任を具体化していく努力、これは当然市に求められますし、市民の方も当然そういう前提で市が動く、そのかわり市民も市政に常に興味を持ち、説明責任を市長あるいは議会に、あるいは行政機関が十分果たしているかどうか、これをやはりきっちり監視していく、こういうことが必要なんじゃないかと思います。これは私もほかの条例にもないわけではありませんが、個々の段階でそれぞれこういう制度を設けたということは大きいと思います。

それからあとは、先ほどお話がありましたように意見聴取制度とか住民投票条例、これに突っ込んで考えましょと。後ほどいろいろご意見のあるところだろうと思いますが、一つの方向性を示し得たというふうには思っています。

コーディネーター（上野谷加代子）

今お二人から特徴の話がありましたけど、原市長さん、今のこの自治条例そのものが非常に素晴らしいものであると。そして、とりわけ市議会、議員さん、市長等の説明責任を含め、さらに言ったらよくやっておられるからこれが通ったんでしょね。議員さん本当によく説明責任果たされてるし、研修会もよう来はるんですよ、都市政策研究会の研修会というのも来られるし、そういう意味では学びと、本当に地元で説明もされてるし、市民に説明されている。だから余り怖くないよというのがあったのかもしれませんが、市長さん、ちょっとこういう自治基本条例を契機に、岸和田はどんなふうになりますでしょうか、ちょっとそのあたり市長の思いをお願いします。

出演者（原 昇）

新しい自治基本条例ができて、非常にこれから仕組みの特化ということ言いますけど、いわゆる岸和田で私は市民の取り組むべき、これが基本にございますけれども、やっぱり市長、それから市の職員の資質、議員、そして市民、また事業者等々がここでやっぱり責任が重くかかってくるんじゃないかと。やっぱり一番大事なものは情報を十分知らせるということと、市民の方も情報を知る、いわゆる岸和田市の市政にどうぞ関心を持ってもらうということが一番大事なことなんで、そういうことによってお互いやっぱり触れ合いを深めるといことが、この自治基本条例として一番大事なことはないかと思うんです。19条で審議会等の委員を公募ということが謳われておりますけれども、実はこれが市では2年前から審議会の委員の公募をやってきたわけですから、これについても周知が、あるいはそういった知らせる方法が悪いのか、応募人員が少ないんですね。2名公募して2名しか応募しない、これでは私は決してよくないと思っているんですよ。だからもっと情報を知らせると、そして市民の皆さん方も情報を十分キャッチして、例えば審議会の委員に応募する人がやっぱり2名だったら10名も20名も、そのくらいの人がいれば初めてこの基本条例が生きてくるんだと。そして岸和田のまちづくりがうまくいくんだと、こういうふうには思いますし、一番大事なものはやっぱり市

民の皆さん方が市政に関心を持つ、そして私たちがもっと情報を知らせるといことが一番大事じゃないかなと、こういうふうに思います。

コーディネーター（上野谷加代子）

ありがとうございます。

情報を知らせる、何かこの条文を見ますとわかりやすく説明せないかんらしいですが、このわかりやすくというのがただ難しい。何かヒントありますでしょうか、お二人の先生方。何かわかりやすく市民に情報を提供する、情報を集める、広報とか、あるいは岸和田はケーブルテレビですか、配信をいただいてみんな見ていたりしますけども、その他何かありますか。

出演者（松村信夫）

これはつくっておきながら、どうせえいうふうに言われると、わかりやすくやっていただけるんじゃないですかという非常に無責任な言い方になるんですが、どの社会でもみんな同じことでして、皆さん会社もある意味では裁判所も、全然話が変わりますが、今あと何年かすると裁判所に皆さん市民の代表の方が裁判員として参加いただくということで、今、裁判所、検察庁、弁護士会もアメリカへ行き、これを、やっぱり盛り上げていくためにどうしたらいいかということで、いろいろと苦労してます。どうしても我々は仲間うちの要望で法律用語とかしゃべると。その方がお互いにとって概念に誤りがなくていいんですね。行政も同じだと思います。やっぱり仲間うちでしゃべるときは市長も執行機関も職員も、あるいは議員さんも、お互いが使える言葉でしゃべってますので、これも間違いがない。だけどそれはやっぱり自分たちの仲間の用語だということは間違いのないわけですね。だから日本語というのは非常に表現豊かな言葉ですので、同じことをいろんな言葉で言えるわけです。だから我々もなるべくそれを努力しています。ですから、やはりまず仲間うち言葉を捨てるということが大事になる、これはどの社会でも言えることですけどね。

それからあとはPRの方法で、岸和田市なんかでも実行されているインターネットがあります。若い世代の人たちはインターネットを通して日々更新される情報を見ているんですね。なかなか僕らもついていけません。ですから、やっぱり情報というのはアップデートに知らせられるというこのシステムが必要です。まずインターネット等でサマリーをしっかりと情報伝達するということになります。これも当然実行され、国でも執行されていますが、当然それについて公開開示可能

な資料はできるだけ早期にファイルにして、ここへアクセスしたらとれますよという形で、市民が誰でも自由にとれる。昔はともかく一々情報公開しても市長が庁舎で見てから資料が見られなかったんですが、今はインターネットで非常に簡単にとれます。ですから、そういう方法を使われたいら、これは一つの具体的なやり方かなと思います。

それから、わかりやすくというのはいろいろな意味で、方法もそうですし内容もそうです。それからやはり一通りの説明ではなくてこれは都市計画なんかでもよくありますが、マスタープランをつくる時には本当は可能な複数の案を提示して、それぞれの特質を事前に皆さんに開示しよう。つまりA案もあるがB案もありますよと、選択可能であります。その中から例えば意見書として、公聴会その他に市民が自由に意見が言えるということが必要なんで、それはやっぱり一つのわかやすさだと思うんですが、そういうことも考えていかないといけないと思います。

コーディネーター（上野谷加代子）

山口先生、今回の条例は基本的に関連条例を同時に施行したというところが一つのすばらしさやと思いますし、それをするために決定されてから庁内にすぐ条例整備のチームを行政側が持たれたという、このあたりの評価をちょっとお願いできますか。

出演者（山口道昭）

その辺で、そこに関連した規定なんですけれども、34条の後に附則というのがあって、この条例は、交付の日から起算し九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。というマニアックな議論ではあるんですけども、ここにかかわってきているんですね。公布が12月の10日でありまして、そこから9カ月ということであるわけですね。9カ月を超えなくて8カ月ちょっとだと思っんですが、それで8月1日ということで施行されたわけです。これを考えるに当たっては、とりあえずというか、別に定める条例というものがすべてできまして、これと一緒に自治基本条例を施行しようという考え方もあるわけですね。そのとおりにこれはなってるわけなんですけど、そうではなくて、この岸和田市自治基本条例だけを早目に施行しておいて、そしてここから委任されている条例があるわけですね、例えば18条だとか19条、20条だとか、そういったものについては、これだけは後で施行するだとか、そういうやり方も考えられることはあるんです。

もちろん検討しました、どれがいいのかということですね。結論的には、施行するときには一括して施行させたいということでこのようにしたわけなんです。この辺はかなり法制的には考えて工夫したところであったと思います。

そして、ちょっと議論をさかのぼって恐縮なんです。わかりやすさということで少しつけ加えてみたいんですが、私は説明するときに、結構行政、行政という言葉で話をしてるんですね。ある意味わかりやすくしようと思って行政というふうに言ってる面はあります。ただそれが正確かという、不正確なんですね、本当は。ここで書いてあるのは、市長という言葉もあるし、あと執行機関という言葉もあるんです。執行機関の方は、教育委員会だとか監査委員だとか選挙管理委員会だとか、こういったものもすべて執行機関ですね。地方自治法の場合は市長その他の執行機関と、行政の執行は行うわけですがけれども機関ということは違うわけで、そこを分けて考えるべきです。そして第4章には市長、他の執行機関というふうな表現にしているわけです。11条を見ていきますと、ここは市長の責務ということで、市長だけはこういったものがあるよ、12条では、その他についてはこんなものがあるよというふうな書き方をしています。



しかし、それがなかなかわかりにくい面もあるので、執行する機関ならば行政だろうという言い方でまとめていくと、ある意味ではわかりやすいという意味合いで言っているんですが、それと同じようなことでは、市長、市ですね。市というのは公人であるわけで、権利義務主体、財産の管理主体だとかいうことになっていきますが、市長というのはそれを執行する機関の一つということなんで、この方の意味合いはちょっと違うわけです。しかし、しゃべるときに一般的に市といったときに、市というのは財産の管理主体、公人であってといったことでイメージしていただけるかどうか、まあそれがどっちでもいいのであれば市長と言ってるかな、市と言ってるかなというふうなところである程度雑になっている面もあ

るんですけども、その辺はしゃべるときは結構雑ですが、書くときにはかなり気をつけて書いていますので、その辺は読む側で気をつけていただければもちろんありがたい。それがわかりにくいというふうに考えるのか、それともあえて苦慮してしゃべっているのか、その辺は逆なんですね。わかりやすさというのはしゃべるから影響しているものもあるし、相手が今はどうなんですか、わかって現実に話さなければいけない場面では話すし、それがそうではなくてある程度雑でもそれなりにイメージが伝わればいいのかというふうに考えれば、それが意味ではわかりやすさを優先するし、その辺をしゃべる方もそうだし、どちらもどちらでその辺の考え方がなと。それがだからわかりやすさを優先して文書が出ているのか、それともそうじゃないのかということを見きわめる目というのが大事なのかなというふうにちょっと思います。

コーディネーター（上野谷加代子）

ありがとうございます。

私たちはやはり、正確な情報を適切に自分の血肉にせねばならない、こういうふうな時代に来ていると思いますので、先生がおっしゃられるように、やはりきっちりと定義をしながら、他の分野の人も同じことについて話し合えるという土俵に入っていかなければならないというふうに思います。

やはり協働というのは違いを認めて法律や都市計画や社会福祉や教育やら、いろんな事柄の専門職の人と、それから生活者としては専門だけど、その専門分野からしたら素人の私と、しかし生活している主体は私なんだから、そこでやはり話し合いをするためには、お互いがお互いのところに近づくと、私は和文和訳とよく言いますがけれども、5歳の子にも介護保険知ってほしいと私は思っているんです、幼稚園の子にも。介護保険とはこんなんよ、あんたとこのおじいさんがこうしてあれしていると。そやけどお金要るんよという話だって、ぼおっとしているけど子供なりに何かわかってもらわんといかんと思うんですね、ちょっと反論になりましたけど。そういう意味では、私は本当にこの自治基本条例が子供さん向けに書いたらどうなるかとか、いろんなバージョンを私は市民が、市民の側がつくっていかへんかったら、これを子供バージョンで山口先生につくれという、山口先生の1時間がもったいないから、そんなんさせたらあかんと思うんですね。

さて、いろいろ話してたらね、市長が4時に出なあかんそうですね。ごめんなさい、市長さ

ん、そうしましたら3人の方にこの岸和田の自治基本条例にこれから期待することとか、岸和田市民に期待することとか、市長さんとしてこれを受けて、市長がずっとおっしゃってこられた市民自治都市という実現に向けて、いかがでしょう、抱負あるいはみんなに期待すること、市民にこれから頑張れよと、行政マンにこれからこういうことをやるんだぞというようなお話をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

出演者（原 昇）

新しい岸和田市の自治基本条例ができて、関連条例を含めてですけれども、8月1日から施行された。これは新しい出発の月だったろうと思います。したがって、私どもも心を新たにこれから市民とのまちづくりに邁進しなければならぬ。先ほど来、情報の問題あるいは公開の問題がありました。例えば広報の問題も、これは市民が果たして何人ぐらい読んでいただいているんだろうか、私は半分は超えてないんじゃないかと思うんですけどね。これはやっぱり広報が悪いのか、その内容の書き方とか、もっと興味を引くような書き方があるんじゃないかと、そういう話ではありますけれども、やっぱり市民は広報ぐらいはぜひこれ読んでもらいたいと思うんですよ。

今しかし、重たいほど一般の広告物入っていることですので、私はもういっそ広告を一切見ないとか、なかなかいろいろ広告あるんですけど、あるいはその中に広報も入っているのかなと、それはないと思いますけども、ぜひそういうことのないよう、インターネットとかいろいろ便利なものがありますけれども、そういうことであったり市民へ公開として市民に知ってもらうということが一番大事だろうと思います。お互いに情報をキャッチし、これからのまちづくりの担い手は市民だと、こういうことをぜひお願いしたいということです。私どももちろん市民は担い手だから市民に皆さんやってくれということは申し上げません。お互い協力一致して手を携えてこれからやっていくという市にしなければならぬ、そういう新しい時代の第一歩を踏み出したと、こういう決意をいたしておりますので、ぜひよろしくお願いたしたいと思います。

コーディネーター（上野谷加代子）

ありがとうございました。

原市政のもう成果であると同時に、あくまでもスタートだということなんかもうにくいですね。本当に市長、私大好きですよ。（笑声）

さあどうでしょう、2人の先生方、岸和田市に

初めて足を踏み入れていただいて、これがもうご縁やからね、これは市民は逃がしませんよね、逃がさないね、ありがとうございます。

いかがでしょう、この岸和田市に期待するとか、市政、市民に期待するあたり一言ずつお願いします。

出演者（山口道昭）

先ほどのわかりやすさにも少し関連しているんですが、誰がって縛りないと思うんですね。結局市の職員はわかりにくくするために説明をするわけじゃなくて、自分では当たり前のことだからそれで市民の方にも同じような表現をしているわけです。しかしながら、それが市民にとってわかりにくいとすれば、それはわかりにくいということを目指しなければだめだと思うんです。主張することによって、ああわかりにくいのかと。この23条かな、説明責任のところを見ていきますと、これは市長及び他の執行機関はということがありますので、これはもっと市民にわかりやすくしなければいけないわけですね。市民がわかりにくいと言えばそれはわかりにくいんであって、それは説明する側ではわかったとしても、市民の受けとめ方がそうでなければまずいわけですね。そういったことを主張する権利があるわけなんだから、それをまず理解して使いこなさなければいけないのではないかなと思います。本当にまずそれが出発点です。

あともう一つ、条文の中身は先ほど個別のところでお話をしましたが、少し大きく見ていきますと、語尾にちょっと注意していただきたいというのがあります。例えばですね、第2章のところ、これちょっと細かいんですけども、市民の権利は、権利を有するだとか、差別を受けないだとかいうふうになっています。責務になります5条は市民の責務なんですけど、これは努めるとしてあるんですね。1項、2項、3項、市民は、どうすることを努めるということです。6条の事業者も、これはどんな状態にあるかということ、知る権利を有するだとか、差別的な扱いを受けないだとかいうことがあります。責務になることが努めるんですね。

こうやって見てきますと、市民の権利に関するような規定は努める規定だとか、そんなものであって、少し議会に対してもいろいろしているんで、先ほどのような形で努力義務が結構多いというふうに思います。9条、それから10条あたりですね、努める、努めるというふうになっています。これが変わってきて、第4章以降、執行機関の義務になってきますと、これは11条ですと職務を

遂行しなければならないというような規定になって、何とかしなければならないという規定が11、12、13条あたりなっています。14条はちょっと違う規定で、そのほか16条は協働なんで、全くこれは対等な立場という規定をしています。18条以降になりますと、それを具体化するのは、これは執行機関の關係の義務だということ、これは何とかしなければならないというような規定が非常に多いわけです。これがその次の章の21条から市政運営の原則もやはり同じでありまして、1つ努めなければならないものもあるけれども、大体何とかしなければならないという規定なんです。



そうやって見ていきますと、自治基本条例の性格は市民に権利を与える部分もありますけど、そのかわり議会等すぐにできないことは努めるということになっていますし、そのほかの多くの規定は職員側でしなければいけないというふうになっているわけです。しなければいけないときに、しない場合があるかもしれない。これを受けとめ手の方がしなければいけないんだ、していないじゃないかというアピールをしなければ、それはそのまま過ぎちゃうんです。これは先ほどのわかりやすさと同じで、というかわかりやすく説明しろと言ってもわかりにくいのであればアピールをしなければわかりやすく説明をしてもらえないと同じことだというふうに思います。

これからこの条例を育てていって、いかにこの条例を使っていけるかということから考えれば、これは他者に義務としては市民の方には何も無いんだけど、しなければいけないことを職員がやっていなければ、なっていないよといったことを言っていく。これがこの条例の実効性確保に非常に大事なことで、今後求められる課題の一つなんではないかと今思っているところです。

コーディネーター（上野谷加代子）

松村先生、どうぞ。

出演者（松村信夫）

今までが結構自画自賛、いろいろいいことばかり言いましたけども、まだ確かに条例の中身には、今、山口先生もちょっと触れられましたし、まだ詰め切れてないともあります。それから、これ5年ごとの見直しという規定があるんです。ですから、今後これを実施していく、あるいはこれに基づく個別条例を実施してみて、また内容に不備が出てきたらこれを見直ししていく。条例の中にこういうこと書くのもなかなか珍しいと思うんですけども、これから5年間まさに実効性が問われてくるんだと思うんです。私はこれはじゃあ条例も、先ほど行政評価、政策評価があると言いましたけど、条例の実効性、評価はどうするか。実はこれ全くここは詰め切れてないわけです。これは市民の方一人一人が判断するとこなんです。できれば本当は何かフォローアップ委員会というようなものをつくって、1年ごとにその実効性を確認していくようなことをやられてもいいんじゃないか。これは一つの今後の課題ですね、あるいは1年ごとに、あるいは何年かごとに市民公聴会を開かれて、そこでこの条例、あるいはこれに基づく条例の、あるいはこれに基づく政策の実効性を皆さんで評価していくということが大事なんじゃないかなと思います。

もう一つ、全然観点が違うんですが、今日のテーマが一つはこういう自治基本条例をつくることについての市民の皆さんと行政と我々専門委員の協働ということがありますので、一言だけ違ったことを申し上げますと、私もこれ以外、ちょっと国の方の、特殊なものですけども、審議会、委員会なんかの委員を最近しております。その中で感じますことは、審議会、委員会というのはいろいろありますが、大多数は方向性が決まっているんですね。私なんか場違いでありながらどこでも行ったら一言は言わんと気が済まん男ですから、そこで発言するんですね。大先生なんかおられるのに発言をしておるんです。大体は、他にご意見はありませんか、こういうときには誰も意見言わないですね。意見言わないということはもう私の意見に反する意見はないんだと、次のときはちゃんとその答申にそれが入ってるかと思ったら、いつの間にか少数意見になったり、時には完全に消えてるということもあります。だから、そういう専門的なことというのはもちろん専門委員というのがあるわけですが、やっぱり国民がもっと積極的に参加できるシステムはないかな、こう常々考えているんですね。大体そういうところに国民の代表として参加されているのは、国民という名の代表の名のものと、評論家であったり

あるいは産業界、あるいは労働界の経営者だったり、国はそうしないとなかなか国民から広く委員を公募するなんて、こんな岸和田市みたいなことできないですから。何かそこに本当の国民が参加してない、顔が見える国民が参加してないという感じがするんです。

ところが、この岸和田市は、あるいは岸和田市と同じような規模の自治体の方が、相手から 10 何万、20 万の市民からこういうふうに公募をして市民の方が参加していただくと、本当僕らも感じましたけど、市民の方ももちろんその来られる方が本当の市民の全体の意見を代表するか、これはわかりませんよ。でも、そこでの発言というのは市民の顔が見えるんです。顔が見えるこういう審議会、委員会ができるわけですね。これは非常にやっぱり重要なことである。まさに住民自治という中で重要なことでもあります。えてして公聴会なんかやっても、それは確かにその場だけ議論して終わってしまうとか、それから時々そういうのがあります、もう本当にそこで利益相反する団体あるいは個人の人に来て、お互いにののしり合ったり怒号をやりとりして、それで終わってしまう。何の实りもないように見えることもあります。でも、話を用意しとったわけじゃないですけど、こういうやり方でやってみると、それなりにまた市民の方の顔が見えてくる審議会、委員会、あるいは公聴会というのができてくるはずですよ。ぜひまた自画自賛から PR 部長と言われますけど、この岸和田市のやった自治基本条例の体験を、またほかの自治体の方もご参考になるようでしたら参考にさせていただいて、目に見える市民参加というのをやっていただきたいと思うわけです。

コーディネーター（上野谷加代子）

ありがとうございました。

ちょうど原市長、残念ですがこの後の質疑応答には市長はちょっと参加できません。後の公務がございます。市長、一言だけ何かエールよろしいですか、皆さん方に。一言。2 秒。

出演者（原 昇）

今後とも、心新たに皆さんとともに力を合わせてまちづくりに邁進いたします。

コーディネーター（上野谷加代子）

どうもありがとうございました。

本当にお忙しいところありがとうございました。

質疑応答は省略